

清掃業務詳細要領

1. 業務実施体制

この文中において、「甲」は徳島県立三好病院、「乙」は受託者である。

乙は、本契約の受託に際し、以下に掲げる業務実施体制を構築し、本契約期間中において常に当該業務実施体制を維持していなければならない。

(1) 人員配置

① 本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、医療施設の清掃に関し、以下に掲げる知識を有する者でなければならない。

a. 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法

b. 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法

c. 感染の予防

d. 廃棄物の分別と資源物の再資源化に関する基礎知識

② 乙は、受託責任者を置き、業務全般にわたる包括管理責任者として、各業務の連携、相互協力の促進、業務従事者の監督を行い、必ず月1回は訪問しなければいけない。

③ 乙は、業務従事者の中から本業務を主管する現場責任者を置き、院内に常駐（土・日・祝を除く）させるものとする。

④ 責任者は、医療施設の清掃に関し、以下に掲げる相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

a. 作業計画の作成

b. 作業の方法

c. 作業の点検及び業務の評価

d. 清潔区域等医療施設の特性に関する事項

e. 感染の予防

f. 廃棄物の分別と資源物の再資源化に関する基礎知識

⑤ 乙は、責任者の下に本業務を安全かつ確実に行うことが可能となる数の業務従事者を配置しなければならない。

⑥ 乙は、本業務の受託に際し、施設の清掃の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とした以下に掲げる事項を含んだ研修を乙の費用負担において業務従事者に対して実施しなければならない。

a. 標準作業書の記載事項

b. 患者の秘密の保持

c. 受託責任者にあっては、医療法等の医療関係法規及び労働関係法規

d. 県立三好病院の清掃業務に従事する者が当然に理解していなければならないと甲が考える事項

(2) 装 備

① 業務従事者は、本業務に従事するときは、必要に応じてビニール手袋、マスク、帽子及びガウン等、適切な防護用具を着用し、感染症予防に努めなければならない。

なお、汚物に触れた場合等については、その都度マスク・手袋を交換しなければならない。

② 業務従事者は、本業務に従事するときは、一定のユニフォーム及び名札を着用しなければならない。

③ 業務従事者は、脚立等を使用して高所作業を行うときはヘルメットを着用しなければならない。

また、高さ2m以上の場所における高所作業で脚立を使用する場合は、常に2人1組で行い、1人が脚立を固定することにより転倒防止に努めること。

(3) 薬 剤

① 乙が本業務に使用する洗剤、洗浄剤、ワックス、消毒剤、除菌剤（以下、その他本契約の履行にあたり使用する全ての薬品とあわせて「薬剤」と総称する。）は、以下に掲げる事項を全て満たしたものでなければならない。

a. 甲の承認を得ていること。

b. 安全かつ優良な品質であること。

- ② 乙は、使用する薬剤の成分及び種類に関して、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 界面活性剤を主成分とした合成洗剤は、汚れの種類に合わせてアルカリ性、弱アルカリ性、中性、弱酸性及び酸性の5段階の液性より選択するものとし、強アルカリ性及び強酸性の洗剤を使用しないこと。
 - 洗浄剤についても強アルカリ性及び強酸性の洗剤を使用しないこと。
 - 次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした塩素系漂白剤は、清掃作業には使用しないようにすること。
ただし、清掃用具（糸ラグ・タオル等）の消毒及び漂白等、用具を衛生的に管理する上で必要な場合は可とする。（使用禁止例：トイレ、嘔吐物・排泄物で汚染された箇所の処理等）
 - ワックスは、環境配慮タイプ（環境ホルモン対応、P R T R 法非該当、シックハウス・シックスクリュ配慮）の製品を使用すること。
- ③ 乙は、薬剤の使用方法に関して、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 消毒剤及び除菌剤の使用に当たっては、あらかじめ菌等の耐性を考慮して複数の薬剤をローテーションすること。
 - 全ての使用薬剤に関し、最小限の使用量で最大限の効果を得られるように工夫すること。
 - 清掃対象の材質に適合した成分の薬剤を使用し、公有資産である病院内の施設及び物品等の破損消耗を防ぐこと。また、必要に応じて適合試験を行うこと。
 - 狭い空間にて薬剤を使用した場合においては、十分な換気を行うこと。

(4) 清掃用具

- 乙が本業務に使用する清掃用機械及び器具（以下「清掃用具」という。）は、全て乙の負担により用意するものとし、以下に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - モップやクロス等は、常に清潔な物を使用すること。
 - 清掃用具の適正な保守管理を実施し、清掃用具が感染媒体とならぬよう万全の体制を施すこと。
 - 乙は、モップやクロス等に関して部署別使用方法を記載したカラーリング一覧表を作成し、甲の了承を得ること。また、使用しない清掃用具は全て所定の位置に収納し、患者の目に触れる場所に放置しないこと。
- 乙は、本業務を安全かつ確実に行うため、以下に掲げる清掃用具を所持していかなければならない。
 - 高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器
 - 床面の環境に応じた専用ブラシを装着した床面洗浄機（ポリッシャー等）
 - カーペット用薬液散布機及びカーペット用洗浄・汚水回収機（エクストラクター等）

2. 業務内容

[A] 病院内外の清掃

(1) 業務概要

- 病院敷地内各施設に関し、清掃対象となる地域の特性及び清掃対象となる物質の素材又は環境に応じ、甲が定める業務手順に従い、清掃作業を行う。
- 病院内全域を以下の表に掲げる区域に大別し、区域ごとの特性を反映した業務手順に従い日常清掃、定期清掃、消毒清掃を行う。また、甲の指示に従い随时、再清掃、臨時清掃に対応する。

区域	備考
清潔区域	手術室等、常時の消毒と定期的な除菌を必要とするエリアで、病院内において最も清潔な環境を構築・維持していかなければならない重点清掃区域。
準清潔区域	分娩室、新生児室、未熟児室、無菌製剤室、血管撮影室、重症処置室等、清潔区域に準じた衛生環境を必要とするエリアで、感染症対策も万全でなければならない重点清掃区域。
一般区域	利用者及び来院者が頻繁に入り出ることから、清潔な環境を維持するとともに美観を損なってはならない区域。（病室・診察室・共用廊下・共用階段等）
業務区域	利用者及び来院者の出入りが無い病院職員等の占有するエリアで、清潔な環境を維持しなければならない区域。

衛 生 区 域	清潔な環境を構築・維持しなければならないエリアで、菌や害虫・害獣の発生する可能性が比較的高く、日常清掃において消毒又は除菌が必要な区域。(トイレ・浴室・湯沸室等)
特 別 区 域	上記のいづれにも該当しないエリアで、区域の特性から個別に具体的な清掃方法・清掃手段を講じなければならない区域。(機械室等)

③ 全ての区域の日常清掃において、清掃対象エリアに設置された物品（患者の私物を含む）の取り扱いは、原則として以下のとおりとする。ただし、当該エリアの職員より何らかの指示があるときは、その指示に従う。

- a . 医療機器には触れないようする。
- b . 医療機器以外の重い物品は移動せず、物品の下のごみを取り除く。
- c . 医療機器以外の軽い物品は移動し、床面の掃き掃除と拭き掃除後に物品を元の位置に戻す。
- d . 病室において、患者が床面に置いている物品は原則として触れずに作業するが、患者から要請のあった場合はこの限りではない。

④ 全ての区域の定期清掃及び消毒清掃において、清掃対象エリアに設置された物品の取扱いは、原則として以下のとおりとする。ただし、当該エリアの職員より何らかの指示があるときは、その指示に従う。

- a . 医療機器は病院職員の許可を得て移動する。
- b . 医療機器以外の物品は可能な範囲内で移動する。（ただし、2名で移動が困難な物品は移動しない）

⑤ 病院内外の清掃を行う院内各所属の区域及び床材、階層、名称、面積、作業回数等は、別添の徳島県立三好院清掃作業基準表（以下「基準表」という。）のとおりとする。

⑥ 天井とは壁が取り合う入隅及びカーテンレール上部、天吊り器具等に存在するホコリ等を含む。壁面とはロッカー、棚、掲示板、絵画上部、窓サッシの上面、カーテンボックス、消火栓ボックス上面、ガラス付間仕切り壁の額縁廻り、壁露出コンセント上面、医療ガスアウトレット上面、壁付洗面収納（鏡付き）上面等の壁面より突出した部分のホコリを含む。

（2）業務実施日及び実施時間

- ① 日常清掃の実施日は、基準表のとおりとし、実施時間は原則として午前7時より午後5時の間とする。
- ② 定期清掃、消毒清掃の実施日及び実施時間は、基準表に基づき乙が作成し、甲が承認した清掃業務作業計画表（以下「計画表」という。）において定める。
- ③ 再清掃、臨時清掃の実施日及び実施時間は、必要に応じて甲の指示に基づき行う。

（3）業務手順

« a » 清掃対象地域の特性に応じた清掃

乙は、清掃対象となる区域の特性に応じ、以下に規定した方法、手順、装備及び頻度等により各区域の清掃作業を行うものとする。

< a -1 > 清潔区域の清掃

- ① 清潔区域の清掃に使用する清掃用具は専用とし、他の区域に使用した清掃用具を使用してはならない。
- ② 清潔区域を担当する業務従事者は専任配置とし、他の区域の清掃に従事してはならない。ただし、清潔区域の清掃が終了し、その後清掃区域に立ち入る事が無い場合は、他の区域の清掃に従事できるものとする。
- ③ 乙は、清潔区域を担当する業務従事者に対し、他の区域との相違を十分に理解させるとともに、装備や用具に関する専用権を厳守させなければならない。

< a -1-1 > 清潔区域の日常清掃

- ① 清潔区域における日常清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲より指定された時間とする。ただし、何らかの事象により清潔状態が損なわれた場合においては、速やかに臨時対応を行うものとする。
- ② 清潔区域における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。入室す

る際は、帽子や手袋、ガウン等の必要な装備を施し、十分な手洗いやエアシャワー等の入室に必要な手順を順守すること。

- a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
- b. 壁面の除塵を行う。
- c. 床面の除塵を行う。
- d. 床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
- e. 天井面の除塵を行う。（1週1回）

< a -1-2 > 清潔区域の定期清掃

- ① 清潔区域における定期清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は手術室との綿密な調整により決定し、定期作業予定表（以下「予定表」という。）に定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 清潔区域における定期清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 天井面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - b. 壁面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - c. 床面の洗浄を行う。（1年2回）
 - d. 必要に応じ、床面のワックス塗布を行う。（別途協議）
- ③ 乙は、清潔区域の定期清掃を実施する2週間前までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期作業予定表を甲に提出しなければならない。
- ④ 乙は、清潔区域の定期清掃を実施した1週間後までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期清掃事後報告書を甲に提出しなければならない。

< a -1-3 > 清潔区域の清掃作業要領

- ① 清潔区域の天井面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、天井面には通気口等の天井に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、HEPAフィルタ付集塵装置（以下「HEPAフィルタ」という。）で行う。
 - b. 拭き掃除は、高所清掃用モップ等により行う。
- ② 清潔区域の壁面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、壁面には棚等の壁に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、HEPAフィルタで行う。
 - b. 拭き掃除は、クロスを使用し、手が届かない部分は高所清掃用モップ等により行う。
- ③ 清潔区域の床面の清掃作業は、床面材質の区分（< b -1 > より < b -1-3 >）における業務手順に従い行う。

< a -2 > 準清潔区域の清掃

- ① 準清潔区域の清掃に使用する清掃用具は専用とし、他の区域に使用した清掃用具を使用してはならない。
- ② 準清潔区域を担当する業務従事者は専任配置とし、他の区域の清掃に従事してはならない。ただし準清潔区域の清掃が終了し、その後清掃区域に立ち入ることが無い場合は、他の区域の清掃に従事できるものとする。
- ③ 乙は、準清潔区域を担当する業務従事者に対し、他の区域との相違を十分に理解させるとともに、装備や用具に関する専用権を厳守させなければならない。

< a -2-1 > 準清潔区域の日常清掃

- ① 準清潔区域における日常清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲より指定された時間とする。ただし、何らかの事象により清潔状態が損なわれた場合においては、速やかに臨時対応を行うものとする。
- ② 準清潔区域における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
入室する際は、帽子や手袋、ガウン等の必要な装備を施し、十分な手洗いやエアシャワー等の入室に必要な手順を順守すること。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面の除塵を行う。

- c. 床面の除塵を行う。
- d. 床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
- e. 天井面の除塵を行う。（1週1回）

< a -2-2 > 準清潔区域の定期清掃

- ① 準清潔区域における定期清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲と乙との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 準清潔区域における定期清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 天井面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - b. 壁面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - c. 床面の洗浄を行う。（1年2回）
 - d. 必要に応じ、床面のワックス塗布を行う。（別途協議）
- ③ 乙は、準清潔区域の定期清掃を実施する2週間前までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期作業予定表を甲に提出しなければならない。
- ④ 乙は、準清潔区域の定期清掃を実施した1週間後までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期清掃事後報告書を甲に提出しなければならない。

< a -2-3 > 準清潔区域の清掃作業要領

- ① 準清潔区域の天井面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、天井面には通気口等の天井に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、HEPAフィルタで行う。
 - b. 拭き掃除は、高所清掃用モップ等により行う。
- ② 準清潔区域の壁面の除塵及び拭き掃除は、清潔区域と同様に行う。
- ③ 準清潔区域の床面の清掃作業は、床面材質の区分（< b-1 > より < b-1-3 >）における業務手順に従い行う。

< a -3 > 一般区域の清掃

- ① 一般区域の清掃に使用する清掃用具は、業務区域以外の区域と共用してはならない。
- ② 一般区域を担当する業務従事者は、作業途中において業務区域を担当する業務従事者と兼ねることができるが業務区域以外を担当する業務従事者と兼ねることはできない。ただし、一般区域の清掃終了後に装備等を変更し、清潔区域及び準清潔区域以外の区域の清掃を行うことはこの限りでない。
- ③ 一般区域を担当する業務従事者は、いかなる場合においても利用者の通行を妨げてはならない。また、利用者の多いエリアでの清掃用メンテナンスカートの使用は極力避けなければならない。

< a -3-1 > 一般区域の日常清掃

- ① 一般区域における日常清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲と乙との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 一般区域における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面の除塵を行う。
 - c. 床面の除塵を行う。
 - d. 床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
- ③ 一般区域における日常清掃の適時作業は以下のとおりとし、括弧内に記した頻度により常時作業と平行して行う
 - a. 天井面の除塵を行う。（1月1回）

< a -3-2 > 一般区域の定期清掃

- ① 一般区域における定期清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 一般区域における定期清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 天井面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - b. 壁面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - c. 床面の洗浄を行う。（1年2回）

- d. 必要に応じ、床面のワックス塗布を行う。(別途協議)
- ③ 乙は、一般区域の定期清掃を実施する2週間前までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期作業予定表を甲に提出しなければならない。
- ④ 乙は、一般区域の定期清掃を実施した1週間後までに、作業月日、作業時間、作業場所及び作業工程を明記した定期清掃事後報告書を甲に提出しなければならない。

< a -3-3>一般区域の清掃作業要領

- ① 一般区域の天井面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、天井面には通気口等の天井に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、HEPAフィルタ、高所除塵用モップ、静電ホコリ取り等で行う。
 - b. 拭き掃除は、高所清掃用モップ等により行う。
- ② 一般区域の壁面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、壁面には棚等の壁に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、HEPAフィルタ、高所除塵用モップ、静電ホコリ取り等で行う。
 - b. 拭き掃除は、クロス等を使用する。手が届かない部分は高所清掃用モップ等により行う。
- ③ 一般区域の床面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。なお、床面には排水口等の床に設置された施設を含む。
 - a. 除塵は、ゴムブレードホーキ、床ホーキ等により行う。
 - b. 拭き掃除は、ループ糸モップ、マイクロファイバーモップ等により行う。
- ④ 一般区域の床面の清掃作業は、床面材質の区分(<b-1>より<b-1-3>)における業務手順に従い行う。

< a -4>業務区域の清掃

- ① 業務区域の清掃に使用する清掃用具は、一般区域以外の区域と共用してはならない。
- ② 業務区域を担当する業務従事者は、作業途中において一般区域を担当する業務従事者と兼ねることができるが一般区域以外を担当する業務従事者と兼ねることはできない。ただし、業務区域の清掃終了後に装備等を変更し、清潔区域及び準清潔区域以外の区域の清掃を行うことはこの限りでない。
- ③ 業務区域を担当する業務従事者は、いかなる場合においても医療従事者の通行を妨げてはならない

< a -4-1>業務区域の日常清掃

- ① 業務区域における日常清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲と乙との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 業務区域における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面の除塵を行う。
 - c. 床面の除塵を行う。
 - d. 床面の拭き掃除(洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き)を行う。
 - e. シーツ交換(枕カバー・上下シーツ)の交換を行う。
- ③ 業務区域における日常清掃の適時作業は以下のとおりとし、括弧内に記した頻度により常時作業と平行して行う。
 - a. 天井面の除塵を行う。(1月1回)

< a -4-2>業務区域の定期清掃

一般区域と同様とする。<a-3-2>一般区域の定期清掃を参照のこと。

< a -4-3>業務区域の清掃作業要領

一般区域と同様とする。<a-3-3>一般区域の清掃作業要領を参照のこと。

< a -5>衛生区域の清掃

- ① 衛生区域の清掃に使用する清掃用具は専用とし、他の区域に使用してはならない。
- ② 衛生区域の清掃に使用する清掃用具は施設及び設備ごとに専用とし、他の施設及び設備に使用してはならない。
- ③ 衛生区域を担当する業務従事者は、作業途中において他の区域を担当する業務従事者と兼ねることができない。ただし、衛生区域の清掃終了後に装備等を変更し、清潔区域及び準清潔区域以外の区域

の清掃を行うことはこの限りでない。

- ④ 衛生区域を担当する業務従事者は、作業途中において他の施設及び設備を担当する業務従事者と兼ねることができない。ただし、衛生区域の清掃終了後に装備等を変更し、清潔区域及び準清潔区域以外の施設及び設備の清掃を行うことはこの限りでない。
- ⑤ 衛生区域を担当する業務従事者は、作業中は必要に応じて「清掃作業中」の立て看板を設置することにより、利用者及び職員等の施設及び設備の使用を制限することができる。
- ⑥ 乙は、衛生区域を担当する業務従事者に対し、他の区域との相違を十分に理解させるとともに、装備や用具に関する専用権を厳守させなければならない。

< a -5-1>衛生区域の日常清掃

- ① 衛生区域として日常清掃を行う施設及び設備の名称は、以下のとおりとする。
 - a. トイレ（汚物処理施設を含む。以下「トイレ等」と総称する。）
 - b. 浴室（洗髪室、シャワー室及び脱衣室を含む。以下「浴室等」と総称する。）
 - c. 湯沸室・その他水回り（トイレ、浴室等以外の水回り全て。以下「水回り等」と総称する。）
- ② 衛生区域における日常清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は原則として午前7時より午後5時の間とする。また、トイレの詰まり等、何らかの事象により衛生状態が損なわされた場合においては、速やかに臨時対応を行うものとする。

< a -5-1-1>トイレ等の日常清掃

- ① トイレ等における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面及び床面の除塵を行う。
 - c. 壁面及び床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - d. 大小便器の洗浄を行う。
 - e. 洗面台の洗浄を行う。（鏡清拭含む）
 - f. 金属部の拭き上げを行う。
 - g. 消耗品（トイレットペーパー、手洗い石鹼液等）の補充を行う。
 - h. 各階公用トイレについては、午前・午後で最低1回ずつは点検を行う。
- ② トイレ等における適時作業は以下のとおりとし、括弧内に記した頻度により常時作業と同時に行う。
 - a. 天井面の除塵を行う。（1月1回）
 - b. 床面の洗浄を行う。（1年2回）

< a -5-1-2>浴室等の日常清掃

- ① 浴室等における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面及び床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - c. バスタブ及びシャワー器具の洗浄を行う。
- ② 浴室等における適時作業は以下のとおりとし、括弧内に記した頻度により常時作業と同時に行う。
 - a. 天井面の拭き掃除を行う。（1月1回）
 - b. 床面の洗浄を行う。（1年2回）

< a -5-1-3>水回り等の日常清掃

- ① 水回り等における日常清掃の常時作業は以下のとおりとし、全項目について必ず実施する。
 - a. 壁面及び床面に甚だしい汚れがある場合、これを除去する。
 - b. 壁面及び床面の除塵を行う。
 - c. 壁面及び床面の拭き掃除（洗剤拭き、水拭き、乾拭き、消毒拭き）を行う。
 - d. シンク等の洗浄を行う。
- ② 水回り等における適時作業は以下のとおりとし、括弧内の頻度により常時作業と同時に行う。
 - a. 天井面の除塵を行う。（1月1回）
 - b. 床面の洗浄を行う。（1年2回）
 - c. 換気扇等の付帯設備の拭き掃除を行う。（1年2回）

< a -5-2>衛生区域の定期清掃

- ① 衛生区域における定期清掃の実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② トイレ等の定期清掃は、日常清掃における常時及び適時の作業に加え、必要に応じ甲と協議の上、床面のワックス塗布を行うことをもって定期清掃とする。
- ③ 浴室等の定期清掃は、日常清掃の常時及び適時の作業を同時にを行うことをもって定期清掃とする。
- ④ 水まわり等の定期清掃は、日常清掃における常時及び適時の作業に加え、必要に応じ甲と協議の上、床面のワックス塗布を行うことをもって定期清掃とする。

< a -5-3>衛生区域の消毒清掃

- ① 衛生区域の消毒清掃は、必要に応じて適時行うものとする。
- ② 乙は、甲より衛生区域内の消毒清掃を求められた時は、直ちに対応しなければならない。
- ③ 衛生区域の消毒清掃は、施設及び設備等、清掃対象に合わせた洗剤及び消毒剤並びに除菌剤の溶液に浸したクロス及びモップ等による拭き掃除を基本とし、状況に合わせた清掃技術をもって行う。

< a -5-4>衛生区域の清掃作業要領

- ① 衛生区域の清掃作業は、常に洗剤と消毒剤を使用して行う。
- ② 衛生区域を担当する業務従事者は、ビニール手袋、マスク、帽子及びゴーグル等を必要に応じて着用し、使用薬剤による弊害を防止するとともに、薬剤使用後は十分な換気を行わなければならない。

< a -5-4-1>トイレ等の清掃作業要領

- ① トイレ等の天井面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。
 - a . 除塵は、静電ホコリ取りで行う。
 - b . 通気口等の天井に設置された物品については、物品の形状に応じた清掃用具を使用して除塵する。
 - c . 拭き掃除は、高所清掃用モップ等により行う。
 - d . 汚れがある場合は、洗剤溶液を染込ませた高所清掃用モップを使用して落とす。
- ② トイレ等の壁面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。
 - a . 除塵は、静電ホコリ取りで行う。
 - b . 棚等の壁に設置された物品については、物品の形状に応じた清掃用具を使用して除塵する。
 - c . 拭き掃除は、消毒剤を染み込ませたクロスを使用し、手が届かない部分は高所清掃用モップ等により行う。
 - d . 汚れがある場合は、洗剤溶液を染み込ませたクロスを使用して落とす。
 - e . 手すり及び扉、取っ手回りは、洗剤及び消毒剤による拭き掃除後、から拭きを行う。
- ③ トイレ等の床面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。
 - a . 除塵は、床ホーキ等により行う。
 - b . 拭き掃除は、消毒剤を染み込ませた専用モップにより行う。
 - c . 汚れがある場合は、洗剤溶液を染み込ませた専用モップを使用して落とす。
 - d . 放置された汚れが染みとならないよう留意する。
- ④ トイレ等の床面の洗浄は、以下のとおり行う。
 - a . 洗剤溶液を染み込ませた床清掃ブラシで等で床を洗浄する。
 - b . ディスポーザブル型モップ、ウェットバキューム等により汚水を収集する。
 - c . 水拭き清掃を行い、乾いた専用モップにより水気を完全に拭き取る。
- ⑤ 大小便器の洗浄は、以下のとおり行う。
 - a . 便器外側は、洗剤溶液を染み込ませた汚れ落としクロス等で汚れを拭き取る。
 - b . 大便器の便座裏側や小便器の目皿は入念に洗浄を行う。
 - c . 便器内側は、トイレ用洗剤を直接便器に塗布し、トイレ用ブラシで洗浄する。
 - d . 大便器や小便器の洗浄において、酸性洗剤や研磨剤入りパット等、洗浄槽の機能低下や陶器損傷の要因になり得る物品は使用しないこと。
- ⑥ 洗面台の洗浄は、以下のとおり行う。
 - a . 洗面台の材質に合わせ、材質を痛めない成分の洗剤を選択すること。
 - b . 洗剤溶液を染み込ませた汚れ落としクロス等で汚れを拭き取る。
 - c . ボウル部分の汚れは洗剤溶液を染み込ませたスポンジで落とし、落ちない部分は柔軟な毛先のブラ

シを使う。

d. 鏡は、拭き跡が残らないように拭き掃除を行う。また、点検時に部分的な汚れを取る。

⑦ トイレ等のワックス塗布は、以下のとおり行う。(別途協議作業)

a. 床面の除塵、拭き掃除、洗浄終了後、樹脂ワックスを2層以上塗布する。

< a - 5 - 4 - 2>浴室等の清掃作業要領

① 浴室等の天井面の拭き掃除は、以下のとおり行う。

a. 浴室用洗剤の溶液を染込ませた高所清掃用モップ等により行い、水拭き、から拭き、消毒拭き等を行う。

b. 通気口等の天井に設置された物品についても、水拭き、から拭き、消毒拭き等を行う。

② 浴室等の壁面及び床面の拭き掃除は、以下のとおり行う。

a. 拭き掃除は、浴室用洗剤溶液を染込ませた汚れ落としクロス等で汚れを拭き取り、手の届かない部分は高所清掃用モップを使用する。

b. 鏡は、拭き跡が残らないように拭き掃除を行う。

c. 浴室内の手すり、扉及び取っ手回りは、洗剤及び消毒剤による拭き掃除後、乾拭きを行う。

③ 浴室等の床面、バスタブ及びシャワー器具の洗浄は、以下のとおり行う。

a. 浴室用洗剤の溶液を染込ませたスポンジ又は柔軟な毛先のブラシにより洗浄を行う。

b. 排水口は目皿を外して毛髪等を取り除き、洗剤溶液に浸したブラシで洗う。

c. シャワー器具はノズル部分からホース部分にかけて洗浄を行う。

d. シャワーで洗剤溶液を洗い流すとともに、数回にわたり清水を流し、残存溶液を洗い流す。

e. 床面は水切りワイパーでバスタブ及びシャワー器具はクロスで水気を除去する。

f. 乾いたクロスで乾拭き後、消毒剤溶液を染み込ませたクロスで床面とシャワー器具の拭き掃除を行う。

g. 浴室内の手すり、扉及び取っ手回りは、洗剤及び消毒剤による拭き掃除後、から拭きを行う。

< a - 5 - 4 - 3>水回り等の清掃作業要領

① 水回り等の天井面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。

a. 除塵は、HEPAフィルタ、高所除塵用モップ、静電ホコリ取り等で行う。

b. 拭き掃除は、洗剤溶液を染み込ませた高所清掃用モップ等により行う。

② 水回り等の壁面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。

a. 除塵は、HEPAフィルタ、高所除塵用モップ、静電ホコリ取り等で行う。

b. 拭き掃除は、洗剤溶液を染み込ませた汚れ落としクロス等で汚れを拭き取り、手の届かない部分は高所清掃用モップを使用する。

c. 水回り等の手すり、扉及び取っ手回りは、洗剤及び消毒剤による拭き掃除後、乾拭きを行う。

③ 水回り等の床面の除塵及び拭き掃除は、以下のとおり行う。

a. 除塵は、ゴムブレードホーキ、床ホーキ等により行う。

b. 拭き掃除は、洗剤及び消毒剤の溶液を染み込ませたループ糸モップ、マイクロファイバーモップ等を使用して行う。

④ 水回り等の床面の洗浄は、以下のとおり行う。

a. 洗浄の障害となる機器及び機材等は所属長の許可を得て移動し、必要に応じて医療機器等を清掃する。

b. 基本的に床清掃ブラシ、必要に応じて専用ブラシを装着したポリッシャーにて洗浄する。

c. 水切りワイパー及びバキューム、乾いたモップで水気を除去し、ドライヤー等により乾燥させる。

d. 衛生区域の床面の洗浄において床面の汚れが激しいときは、甲と協議の上剥離洗浄を行う。

e. 排水口の洗浄は入念に行う。

⑤ 水回り等のワックス塗布は、以下のとおり行う。(別途協議作業)

a. 床面の除塵、拭き掃除、洗浄終了後、樹脂ワックスを2層以上塗布する。

b. 剥離洗浄を実施した場合のワックス塗布は、下地剤1層、樹脂ワックス3層を塗布する。

c. 移動した機器及び機材等を元の位置に戻す。

⑥ 水回り等における換気扇等の附帯設備の拭き掃除は、以下のとおり行う。

- a . 可能な範囲において分解し、部品を洗剤溶液に染み込ませたクロスで拭く。
- b . その他、洗濯機、湯沸器、給湯器、棚等、水まわりスペース内の物品についても適宜拭き掃除を行う。
- c . 鏡は、拭き跡が残らないように拭き掃除をする。また、点検時に部分的な汚れを取る。
- d . 放置された汚れが染みとならないよう留意する。
- e . 衛生器具は乾拭きを行い、金属部分にさびが発生しないよう留意する。

< a - 6 >特別区域の清掃

- ① 特別区域に関しては、日常清掃は行わない。定期清掃、消毒清掃については、実施場所及び実施回数は基準表のとおりとし、実施時間は甲との協議により定めるものとする。ただし、甲は実施時間を変更することができる。
- ② 乙は甲の指示に基づき、隨時、必要に応じて特別区域の清掃を行うものとする。

< b >清掃対象物質の素材に応じた清掃

乙は、清掃対象となる物質の素材に応じ、以下に規定した方法、手順、装備及び頻度等により各物質の清掃作業を行うものとする。

< b - 1 >床面の素材に応じた清掃作業

- ① 病院内における床面の清掃は、床面の材質ごとに以下の表に掲げる床材区分に大別し、フロアごとの特性に応じた業務手順に従い清掃作業を行う。

床材区分	床材名称
ビニールフロア	ビニール床シート、ビニール床タイル、ファッショントイル
ハードフロア	磁器タイル、フローリング、石床、モルタル、塗床、竹タイル、畳、F R P
カーペットフロア	タイルカーペット、ロールカーペット

- ② ビニールフロア、ハードフロア、カーペットフロアの清掃に使用する薬剤は、フロアの素材にダメージを与えることのないものを選ぶとともに、使用前に試験を行うことにより適性を確認すること。

< b - 1 - 1 >ビニールフロア及びハードフロアの床面清掃

- ① 床面除塵は、以下のとおり行う。
 - a . ハードフロア用掃除機によりバキュームを行い、表面の土砂やごみを取り除く。
 - b . 掃除機が使用できない場合は、床ホーキ、ダスター型モップ、テーロン製ホーキ等を使用し、濡れている場合は、マイクロファイバーモップ、ゴムブレードホーキ等を使用する。
- ② 床面の洗剤拭きは、以下のとおり行う。
 - a . 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせて洗剤（溶液）を調合する。
 - b . 洗剤（溶液）を染み込ませたモップ等により擦り拭きを行う。
- ③ 床面消毒剤拭きは、以下のとおり行う。
 - a . 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせて消毒剤（溶液）を調合する。
 - b . 消毒剤（溶液）を染み込ませたモップ等により擦り拭きを行う。汚染部分は重点的に塗る。
- ④ 床面水拭きは、以下のとおり行う。
 - a . 清水を染み込ませたモップ等により濯ぎ拭きを行い、残存溶液等を除去する。
 - b . 水切りワイパーにより汚水を収集し、吸水用クロス等で拭き取る。
 - c . 乾燥したから拭き用モップ等により拭き掃除を行う。
- ⑤ 床面洗浄は、以下のとおり行う。
 - a . 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせて洗剤（溶液）を調合する。
 - b . モップ等により洗剤（溶液）を散布し、汚れを浮かせる。
 - c . 専用ブラシを装着した床面洗浄機（ポリッシャー等）で洗浄する。床面洗浄機が使用できない場合は、床清掃ブラシ等により擦り洗いを行う。
 - d . ハードフロア用汚水回収機により汚水回収を行う。汚水回収機が使用できない場合は、水切りワイパーにより汚水を収集し、吸水用クロス等で拭き取る。

e. 清水を染みませたモップ等により濯ぎ拭きを行い、残存溶液等を除去する。

f. 乾燥した乾拭き用モップ等により拭き掃除を行う。

⑥ 床面剥離洗浄は、以下のとおり行う。

a. 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせて剥離剤（溶液）を調合する。

b. モップ等により剥離剤（溶液）を散布し、汚れを浮かせる。剥離剤は乾燥してしまわないように、エリアごとに区切り散布する。

c. 専用ブラシを装着した床面洗浄機（ポリッシャー等）で洗浄する。

d. ハードフロア用汚水回収機により汚水回収を行う。

e. 床面に清水を散布し、専用ブラシを装着した床面洗浄機（ポリッシャー等）で洗浄する。

f. ハードフロア用汚水回収機により汚水回収を行う。

g. 清水を染みませたモップ等により濯ぎ拭きを行い、残存溶液等を除去する。

h. 乾燥用送風機にて床面を乾燥させる。

⑦ 床面ワックス塗布は、以下のとおり行う。

a. 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせてワックスを調合する。

b. ワックスモップ等により一層目のワックス塗布を行う。

c. 工業扇等により、完全に乾燥させる。

d. ワックスモップ等により二層目のワックス塗布を行う。

e. 工業扇等により、完全に乾燥させる。

f. 剥離洗浄後は、下地剤を一層塗布後、樹脂ワックスを3層以上塗布する。

⑧ ビニールフロア及びハードフロアの清掃作業は、以下に掲げる事項に留意して行う。

a. ファッションタイル等、床面に凹凸がある材質の凹面の汚れは、洗剤拭き時に小型ブラシ等で落とす。

b. 長尺塩化ビニールシート等、樹脂ワックスが密着し難く、可塑剤等の移行によりワックス塗膜が軟化して汚れが付着しやすい材質は、部分的な洗浄により可塑剤等を取り除く。

c. フローリングの除塵や拭き掃除には、フローリング専用ワイパー等を使用する。

< b - 1 - 2 > カーペットフロアの床面清掃

① 床面除塵は、以下のとおり行う。

a. カーペット用掃除機によりバキュームを行い、表面の土砂やごみを取り除くとともに纖維の中に入った細かいほこりや土砂を回収する。

b. 染み汚れがあり、汚れの種類（水性、油性、ガム等固形物、その他体液等感染性）を特定できる場合は、それぞれに応じた洗剤によりハンドスプレー、ハンドブラシ等を利用して染み抜きを行う。
汚れの種類が特定できない場合は、ぬるま湯に溶かした洗濯用中性洗剤溶液を染みませたクロスにより叩き拭きと摘み拭きを行った後、アルコールで叩き拭きと摘み拭きを行い、染み抜きを行う。

② 洗浄は、以下のとおり行う。（施工後は防汚加工を施してある為、洗浄作業は別途協議とする）

a. 床の状況（床素材、汚染度及び消耗度等）に合わせて洗剤（溶液）を調合する。

b. カーペット用薬液散布機により洗剤（溶液）を散布し、汚れを浮かせる。

c. 専用ブラシを装着した床面洗浄機（ポリッシャー等）で洗浄する。纖維の奥まで洗剤が染み込むよう低回転により時間をかけて行う。

d. カーペット用洗浄・汚水回収機（エクストラクター等）により熱湯高圧噴射を行い、纖維の中に入った細かいほこりや土砂をはじき出し、汚水回収を行う。

e. ブラシ等によりカーペット毛先を立たせ、乾燥させる。

< b - 1 - 3 > 床面清掃における留意事項

① 騒音を生じる清掃機械を使用する場合、事前に甲による検査を受ける。

② 床面ワックス塗布は、対象エリアの湿度及び温度を考慮し、ワックス塗布に適正な環境であることを確認した上で行う。

< b - 2 > 壁面の素材に応じた清掃作業

① 病院内における壁面の清掃は、壁面の材質及び施設の特性に応じた作業方法により清掃作業を行う。

② 壁面の清掃に使用する薬剤は、壁面の素材にダメージを与えることのないものを選ぶとともに、使

用前に試験を行うことにより適性を確認すること。

- ③ ガラス、ステンレス、鏡は洗剤溶液を含ませたクロス等で拭き掃除を行い、必要に応じて消毒拭きを行った後、清潔なクロスでから拭きを行う。

＜c＞清掃対象物質の環境に応じた清掃

乙は、清掃対象となる物質の環境に応じ、以下に規定した方法、手順、装備及び頻度等により各物質の清掃作業を行うものとする。

＜c - 1＞接触されることが多い環境下に設置された物品等

- ① 利用者及び職員等が接触することが多い以下に掲げる備品は、週5回の消毒拭きを行う。

- a. エレベーター内ボタン及びステンレスパネル、エレベーターホール昇降ボタン
- b. ドアノブ
- c. 通路及び階段の手すり

- ② 利用者及び職員等が接触するが多い以下に掲げる備品は、週3回の消毒拭きを行う。

- a. 各室の消灯スイッチ
- b. 電話プッシュボタン及び受話器
- c. その他利用者が頻繁に接触するボタン及びスイッチ

＜c - 2＞利用者の目に付きやすい環境下に設置された物品等

- ① 衛生美化の観点より常に光沢を保たなければならない以下に掲げる備品は、週3回の洗剤拭きを行い、必要に応じて消毒拭きを行った後、清潔なクロスでから拭きを行う。

- a. 外来各診療科窓口のカウンター
- b. 病院利用者が使用するソファ及びテーブル
- c. 中待合室の椅子

- ② 衛生美化の観点より常に光沢を保たなければならない以下に掲げる備品は、週1回の洗剤拭きを行う。

- a. テレビ（各病室のテレビは除く）
- b. 屋内に設置された案内板及び掲示板

＜c - 3＞汚物が付着した物品等

- ① 汚物処理は、感染症対策のため万全の装備を整え行う。

＜c - 4＞共用施設

- ① 通常営業日において100人以上の来院者が使用する共用施設の清掃は、以下に掲げる要領により日常清掃を行う。

- ② 以下に掲げる共用施設の定期清掃及び消毒清掃は、一般区域と同様に行う。

＜c - 4 - 1＞階段、通路及びホールの清掃作業

- ① 清掃範囲は、床面（蹴込板及び桟、巾木）、壁面（手摺及びパーテーションを含む）、その他手の届く範囲全般とする。

- ② 清掃時間は、甲と打合せの上決定する。

- ③ 清掃方法は一般区域に基づき、清掃実施回数は基準表に基づく。

- ④ 清掃における留意事項は、以下のとおりとする。

- a. 混雑時を避け、計画的及び効果的に清掃を行う。
- b. 床面及び壁面は洗剤拭きを行い、部分的な汚れに留意する。
- c. 雨天時は、転倒防止のため床面の水濡れは早急に除去する。

＜c - 4 - 2＞エレベーター及びエレベーターホールの清掃作業

- ① 清掃範囲は、床面、壁面（手摺及び鏡、操作ボタン、操作パネルを含む）、その他手の届く範囲全般とする。

- ② 清掃時間は、原則として午前7時より午前9時までの間で行う。

- ③ 清掃方法は一般区域に基づき、清掃実施回数は基準表に基づく。＜c - 1＞に規定した消毒拭きを行う。

- ④ 清掃における留意事項は、以下のとおりとする。

- a. 混雑時を避け、計画的及び効果的に清掃を行う。

- b . 床面及び壁面は洗剤拭きを行い、部分的な汚れに留意する。
- c . 雨天時は、転倒防止のため床面の水濡れは早急に除去する。
- d . 操作パネルや鏡には手あかや曇りがないよう常に清潔に保つこと。
- e . エレベーターの天井は週1回程度除塵を行い、適宜清拭を行うこと。

< c - 4 - 3 > ラウンジ等診療待合エリアの清掃作業

- ① 清掃範囲は、床面、壁面、物品、窓、その他手の届く範囲全般とする。
- ② 清掃時間は、原則として午前7時より午前9時までとする。
- ③ 清掃方法は一般区域に基づき、清掃実施回数は基準表に基づく。< c - 1 >、< c - 2 >に規定した消毒拭きを行う。
- ④ 清掃における留意事項は、以下のとおりとする。
 - a . 混雑時を避け、計画的及び効果的に清掃を行う。
 - b . 床面及び壁面は洗剤拭きを行い、部分的な汚れに留意する。
 - c . 雨天時は、転倒防止のため床面の水濡れは早急に除去する。
 - d . 重い物品は移動せず、物品の下のごみを取り除く。
 - e . 軽い物品は移動し、床面の掃き掃除と拭き掃除後に物品を元の位置に戻す。
 - f . 拭き掃除は必要に応じて除菌剤を使用する。
 - g . ソファ等の備品は、週1回清拭を行う。

< c - 5 > 医療施設

- ① 診療、看護、検査等、利用者に対し様々な医療行為を行う医療施設の日常清掃は実施しないものとし、実施の場合は別途協議を行う。ただし、診察室内のトイレ清掃等、衛生上必要な清掃は実施するものとする。
- ② 医療施設の定期清掃及び消毒清掃は、業務区域と同様に行う。
- ③ 清掃における留意事項は、以下のとおりとする。
 - a . 混雑時を避け、計画的及び効果的に清掃を行う。
 - b . 床面及び壁面は洗剤拭きを行い、部分的な汚れに留意する。
 - c . 拭き掃除は必要に応じて除菌剤を使用する。
 - d . 医療機器等の移動は、甲の指示に基づき慎重に行う。

[B] 点 檢

(1) 業務概要

- ① 病院内外の清掃の実施に伴い、病院内各部署に設置された照明や扉等、建物の付帯設備の異常及び不具合の有無等の点検を行う。
- ② 点検を行う院内各部署の階層、名称、面積、床材及び作業回数等は、基準表のとおりとする。

(2) 業務実施日及び実施時間

- ① 点検の実施日は基準表における日常清掃及び定期清掃の実施日とし、実施時間は病院内外の清掃の実施に伴い隨時行う。
- ② 屋外施設の実施日及び実施時間は、必要に応じた甲の指示に基づき行う。

(3) 業務内容等

- ① 乙は、清掃業務の付帯作業として点検を行うものとし、異常及び不具合の有無等を発見したときは管財担当に報告し指示を待つ。
- ② 乙は、点検の実施に伴い以下に掲げる事象を認めたときは、直ちに管財担当に報告する。
 - a . 防火戸の開閉及び防火シャッター昇降の障害となり得る設置物を発見したとき。
 - b . 敷地内に不法投棄を発見したとき。
 - c . 敷地内に不審物を発見したとき。
 - d . 廃棄物等の集積場所に異常を発見したとき。
 - e . その他、病院利用者及び病院職員等の安全を脅かす可能性のある事象を発見したとき。

[C] 廃棄物等の分別収集及び集積管理

(1) 業務概要

- ① 病院内外の清掃の実施に伴い、廃棄物の分別収集、病院内指定場所への搬入、集積管理を行う。

- ② 乙が分別収集を行う廃棄物の区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、厨芥ごみ、感染性廃棄物とする。
- ③ 乙が指定場所への搬入を行う廃棄物の区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、厨芥ごみ、感染性廃棄物とする。
- ④ 乙が集積管理を行う廃棄物の区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、厨芥ごみとする。
- ⑤ 廃棄物等の分別収集及び集積管理を行う院内各部署の階層、名称、面積、床材及び作業回数等は、甲と打合せの上決定する。

(2) 業務実施日及び実施時間

- ① 廃棄物等の分別収集の実施日は基準表のとおりとする。ただし、各部署より収集の要望がある場合は、隨時これに応じるものとする。実施時間は原則として午前7時より午後5時の間とする。
- ② 廃棄物等の集積管理の実施日及び実施時間は、必要に応じて毎日、廃棄物の搬入時において行う。

(3) 業務手順

< a > 可燃ごみ

- ① 乙は、以下に掲げる要領に基づき、各部署において可燃ごみを収集する。
 - a. 透明ビニール袋が取り付けられた可燃ごみ専用のごみ箱よりごみだけを収集し、ビニール袋はごみ箱に取り付けておく。
 - b. 透明ビニール袋は週1回交換する。ただし、ビニール袋が不潔な場合、汚染された場合、各部署よりビニール袋の交換を求められた場合は、その都度交換する。
 - c. ごみ箱が不潔な場合は、洗剤溶液及び消毒剤溶液による洗浄を行い、ごみ箱が汚染された場合は直ちに交換する。
 - d. ごみ箱内の廃棄物の分別が不十分な場合は、可能な範囲内において分別する。ただし、ビニール袋が不潔又は汚染された場合、ごみ箱が不潔又は汚染された場合は、分別せずに全てを可燃ごみとして取り扱う。
 - e. 各部署による分別が不適切な場合は、総務・管財担当に報告する。
- ② 乙は、収集した可燃ごみを屋外ごみ集積所に搬入する。

< b > 不燃ごみ

- ① 乙は、以下に掲げる要領に基づき、各部署において不燃ごみを収集する。
 - a. 透明ビニール袋が取り付けられた不燃ごみ専用のごみ箱よりごみだけを収集し、ビニール袋はごみ箱に取り付けておく。
 - b. ビニール袋は週1回交換する。ただし、ビニール袋が不潔な場合、汚染された場合、各部署よりビニール袋の交換を求められた場合は、その都度交換する。
 - c. ごみ箱が不潔な場合は、洗剤溶液及び消毒剤溶液による洗浄を行い、ごみ箱が汚染された場合は直ちに交換する。
 - d. ごみ箱内の廃棄物の分別が不十分な場合は、可能な範囲内において分別する。ただし、ビニール袋が不潔又は汚染された場合、ごみ箱が不潔又は汚染された場合は、分別せずに全てを不燃ごみとして取り扱う。
 - e. 各部署による分別が不適切な場合は、総務・管財担当に報告する。
- ② 乙は、収集した不燃ごみを屋外ごみ集積所に搬入する。

< c > 資源ごみ

- ① 乙は、以下に掲げる要領に基づき、各部署において資源ごみを回収する。
 - a. 資源ごみ専用のごみ箱又は可燃ごみ及び不燃ごみ専用ごみ箱周辺より、缶、瓶、ペットボトル、新聞、雑紙類、段ボールを回収する。ただし、缶、瓶、ペットボトルについては食用及び清涼飲料の入っていた容器に限る。
 - b. 資源ごみが不潔な場合又は汚染された場合において、缶、瓶、ペットボトルは不燃ごみとして、新聞、雑紙類、段ボールは可燃ごみとして取り扱う。
 - c. 各部署による分別が不適切な場合は、総務・管財担当に報告する。
- ② 乙は、回収した資源ごみを屋外ごみ集積所に搬入する。
- ③ 乙は、搬入した資源ごみを缶、瓶、ペットボトル、新聞、雑紙類、段ボールの区分に分別し、それ

ぞれ所定の集積場所に保管する。

< d >有害ごみ

- ① 乙は、以下に掲げる要領に基づき、各部署において有害ごみを収集する。
 - a . 有害ごみ専用のごみ箱又は可燃ごみ及び不燃ごみ専用ごみ箱周辺及び廃棄物庫より、有害ごみを収集する。
 - ② 乙は、収集した有害ごみを屋外ごみ保管所に搬入する。
 - ③ 乙は、隨時、有害ごみ保管所の状況を管理し、常に整理整頓された環境を維持するとともに安全面及び衛生面等に関する点検を行う。

< e >感染性廃棄物

- ① 乙は、以下に掲げる要領に基づき、各部署において感染性廃棄物を収集する。
 - a . 感染性廃棄物は容器ごと収集する。容器の種類はプラスチック製ハザードボックス、段ボール製ハザードボックス、針専用容器とする。
 - b . プラスチック製ハザードボックスは、廃棄物の容量が容器の80%以上に達した場合に行う。
 - c . プラスチック製ハザードボックスの供給は、収集したハザードボックスが置かれていた場所に未使用プラスチック製ハザードボックスを設置する。
 - d . 段ボール製ハザードボックスの収集は、クラフトテープで封印されている場合に行う。
 - e . 段ボール製ハザードボックスの供給は、事前に組み立てていない段ボール箱と中敷用ビニール袋、梱包用クラフトテープ適当数を各病棟及び各部署の指定された場所に設置しておき、不足が生じることのないよう隨時供給する。
- ② 乙は、収集したハザードボックスを屋外の感染性廃棄物保管庫に搬入する。
- ③ 乙は、隨時、感染性廃棄物保管庫の状況を管理し、常に整理整頓された環境を維持するとともに安全面及び衛生面等に関する点検を行う。
- ④ 手術室及び滅菌室から排出される感染性廃棄物の収集は、日2回、朝夕に行う。なお、この作業を行う業務従事者は専任とし、感染の予防に関し、十分な研修と実務経験をもつ者でなければならない。
- ⑤ 乙は、搬入した感染性廃棄物の箱数を日報に記録する。

(4) 業務上の留意事項

- ① 乙は、隨時、廃棄物の集積状況を管理し、常に整理整頓された環境を維持するとともに安全面及び衛生面等に関する点検を行う。
- ② 乙は、廃棄物収集（回収）運搬処分業務委託業者による収集が適切に行われていないと判断したときは、直ちに甲に報告する。
- ③ 乙は、廃棄物の収集運搬に当たり、収集車へ高く積載する等の危険な行為をしてはならない。常に安全確保を最優先して収集運搬を行う。

[D] 休日等の業務

(1) 土曜日

- ① 病院内外の清掃に関し、トイレ、浴室、湯沸室等（以下「衛生区域」という。）については、1回／1日程度行う。その他については必要に応じて行うものとし、臨時清掃に関し隨時対応する。
- ② 点検に関し、衛生区域についてのみ行う。その他については必要に応じて行う。
- ③ 廃棄物等の分別収集及び集積管理に関し、清潔区域及び衛生区域並びに各階共用部分について行う。その他については必要に応じて行う。
- ④ 土曜日の本業務実施時間は、原則として午前8時より午後5時の間で実施する。

(2) 祝日

- ① 祝日が土曜日である場合は、(1)土曜日の規定により行う。
- ② 病院内外の清掃に関し、衛生区域及び病棟については(1)土曜日の規定により業務を行う。その他については必要に応じて行うものとし、臨時清掃に関し隨時対応する。
- ③ 点検に関し、衛生区域及び病棟について行う。その他については必要に応じて行う。
- ④ 廃棄物等の分別収集及び集積管理に関し、衛生区域、病棟、各階共用部分について行う。その他については必要に応じて行う。
- ⑤ 祝日の本業務実施時間は、原則として午前8時より午後5時の間で実施する。

(3) 年末（12月29日、30日、31日）及び年始（1月1日、2日、3日）

- ① 年末年始の作業については、事前に「年末年始作業計画書」を作成し、甲に提出の上、別途協議を行うこと。（1月1日は完全休日とする。）
- ② 病院内外の清掃に関し、衛生区域については土曜日の規定と同様の業務を行う。その他については必要に応じて行うものとし、臨時清掃に関し随時対応する。
- ③ 点検に関し、衛生区域についてのみ行う。その他については必要に応じて行う。
- ④ 廃棄物等の分別収集及び集積管理に関し、衛生区域、病棟、各階共用部分について行う。その他については必要に応じて行う。
- ⑤ 年末年始の本業務実施時間は、原則として午前8時より午後5時の間で実施する。

3. 費用負担

(1) 本契約に関し、甲は、以下に掲げる費用を負担する。

- ① 本業務に関して病院内で消費される光熱水費。
- ② 従事者控室及び乙が使用する休憩室で消費される光熱水費。
- ③ トイレットペーパー
- ④ 水石けん
- ⑤ ごみ箱用ビニール袋
- ⑥ 乙が清掃業務に使用した後の清掃用具消耗品のうち、適正な分別が施され廃棄物となった物の廃棄費用。

(2) 本契約に関し、乙は、甲が負担する費用を除く全ての費用を負担する。

4. その他特記事項

(1) 代行保証による業務の継続性の確保

- ① 乙は、労働争議その他の事情により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、業務代行を保証する手段を構築するとともに、以下に掲げる事項について甲に明示しておかなければならぬ。

 - a. 業務の代行保証を行う者の名称
 - b. 業務の代行保証を行う者の所在地
 - c. 業務の代行保証を行う者の資格証明書等
 - d. 業務の代行保証を行う者の経歴

- ② 業務代行保証に関する経費は、全て乙の負担とする。

(2) 外来、病棟その他診療スペースでの業務活動

- ① 乙は、業務に際し病室・診察室等へ入室する必要が生じたときは、必ず看護職員の許可を受けなければならない。
- ② 乙は、業務に際し病室・診察室等へ入室するときは、利用者及び来院者に対し細心の注意を払わなければならない。